

工事中機械器具管理要領

(目 的)

- 1 この要領は、日常発生する給・配水管及び給水装置の修理作業を迅速かつ円滑に処理するため、工事中機械器具（以下「機械器具」という。）の維持管理及び貸出しについて必要な事項を定めるものとする。

(機械器具)

- 2 機械器具の範囲は、概ね次のとおりとする。

種 類	内 容
A 配管用機器	パイプ切断機 パイプマシン オスター せん孔機 テストポンプ プーラー ターナー ファイトポット チェンブロック スキルソー
B 修理用機器	パイプ圧着機 ナットカッター グラインダー ボール盤 発電機 液体空気容器 工具棚 大、小修繕工具 開閉器 スパナ、レンチ類 管洗浄器具
C 調査、測定用機器	埋設管探知機 漏水探知機 自記録水圧計 音聴器 トルクレンチ 記録計流量計 酸素欠乏警報器 圧力計 ポール 巻尺
D 土木用機器	削岩機 ハンマードリル コンクリートカッター ランマー 排水ポンプ 簡易ウエルポイント 矢板類 その他掘削工具
E 安全設備用機器	道路灯 工事標識 バリケート 安全ロープ 照明機器
F その他の機器	

工事中機械器具管理要領

(復旧材料，消耗品の備蓄)

- 3 給，配水管修理のさい使用する路面復旧材料及び機械器具の使用に必要な消耗品は，常に適正な一定量を備蓄し，消費の状況を把握しておくものとする。

種 類	内 容
(1) 復旧材料	山砂 川砂 砕石 レミファルト セメント 急決剤 その他復旧材料
(2) 油脂類	ガソリン 混合油 潤滑油 切削油 灯油 ヘッド パター その他の油脂類
(3) 消耗部品類	パッキング類 金切鋸刃 ヘルメシール 綿糸
(4) その他消耗品	電池類 作業用手袋 ウェス 自記録水圧計用紙 その他消耗品

(寒波応急用工具資材)

- 4 冬季凍結による給水装置の破裂事故に対しては，事前に応急用工具資材を下記のとおり整備しておくものとする。

寒波応急用工具資材	内 容
(1) 工 具	小修繕工具1式 開閉器 スコップ パイプ切断 用鋸刃(大小) 携帯電池
(2) 木 栓	木栓
(3) 消耗品	ビニールテープ ウェス 作業用手袋

(台帳の記帳と整理)

- 5 機械器具等を購入，改良，修理又は除却した場合は，所定の台帳に必要事項を記録するものとし，この場合の整理方法は，固定資産と備品に区別し，かつ第2に定めた区分に基づき個別に整理するものとする。

- (1) 品名(形状，仕様)及び数量
- (2) 購入先
- (3) 購入(改良)又は除却年月日
- (4) 購入額又は改良等に要した金額
- (5) その他必要とする事項

(機械器具の購入)

- 6 機械器具を購入しようとするときは、使用目的、機器の性能を十分把握し、必要により試験試験を行うなど、作業性、耐久性も考慮して購入の可否を決定するものとする。

(機械器具の保管)

- 7 機械器具は、突発事故等緊急を要する事態に対処できるよう、保管、配置するとともに、配置図を作成し、明確に表示するものとし、随時配置の状況及び数量の確認をしなければならない。

(宿日直用工具の保管)

- 8 宿日直及び保安勤務者の使用する工具として、修繕工具3組を当直室に保管する。この工具の管理は、宿日直者が行うものとし、確実に引継ぐものとする。

(機械器具の点検整備)

- 9 使用後返納された機械器具は、次回の使用に備えて燃料、潤滑油等を確認し、油ふきした後、試験して性状を確認する。なお、バイト類は、機器本体から取り外しておかなければならない。水圧ポンプ、配水ポンプ等水を使用する機器については、冬季の凍結に備えて、水ぬきを行うものとする。格納されている機械器具については、定期的に試験試験を行い、正常に作動するよう点検整備しなければならない。

(機械器具の修繕)

- 10 点検整備中に機械器具の異常を発見した場合は、速やかに異常箇所を修理補修し、正常な状態に復元しておくものとする。修繕又は主要部品の取替費が高額となる場合は、予め見積書を徴収し、上司に報告しなければならない。

工事用機械器具管理要領

（機械器具の廃品）

- 1 1 機械器具及び附属品が破損又は摩耗し使用に耐えなくなった場合、若しくは修繕費が機器の購入費に匹敵するような場合は、使用不可能として用途廃止の事務手続きをしなければならない。

（機械器具の使用）

- 1 2 機械器具を使用させるときは、操作する者に次の事項を指示しなければならない。
 - （1）使用する機械器具の構造，性能，特長及び使用方法を説明するほか，取扱説明書を熟読させ，正しく操作することにより，事故及び機器の破損を防止すること。
 - （2）機械器具の能力以上の負荷をかけないこと。
 - （3）運搬，据付時には，粗雑な取扱をしないこと。また，汚泥の付着を避けること。
 - （4）機械器具が不調の場合においても，みだりに分解等をしないこと。
 - （5）使用中に故障し急を要するときは，器材係に申出て専門取扱業者に修理を依頼すること。

（機械器具の貸出し）

- 1 3 水道局職員及び支援業者に機械器具を貸出す場合は，所定の貸出伝票に品名形状寸法，数量，借用月日及び借受者所属指名を記入させ，器材係立会のうえ貸出すものとする。

(貸出し期間)

- 1 4 貸出期間は、原則として当日限りとする。ただし、作業の状況又は継続作業等の場合は、予め器材係と協議のうえ必要日数まで延長することができる。

(機械器具の返納)

- 1 5 機械器具を返納させるときは、使用中の土砂や汚れを良く洗浄させ、器材係員の立会いのもとに貸出伝票と照合のうえ返納させるものとする。

- 1 6 使用中に機械器具が破損した場合は、器材係に申し出るよう指導し、また申し出のあったとき器材係員は、破損個所を確認しなければならない。貸出した機械器具が紛失又は盗難にあった場合は、紛失場所、発生年月日、理由又は状況等を記載した届書を提出させなければならない。

- 1 7 新潟市水道局発注の契約工事を施工する請負人等に機械器具を貸付ける場合の手続き等については、別に定める「機械貸付基準」により処理するものとし、貸付ける機械器具は、次のとおりとする。ただし、燃料及び切断に必要なバイト類は、借受人の負担とする。

(1) パイプ切断機 1 0 0 mm ~ 2 , 2 0 0 mm

(2) ターナー 7 5 mm ~ 3 0 0 mm

(3) 排水ポンプ

(4) コスモポーラ

(5) スキルソー

(6) コンクリートカッター

(7) テストポンプ